

## シビックプライドの醸成とウェルビーイングの推進に関する連携協定書

岐阜市（以下「甲」という。）とサントリーウエルネス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり岐阜市のシビックプライドの醸成とウェルビーイングの推進に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携して次条の連携・協力事項に取り組むことで、人生100年時代において、岐阜市民がいつまでも、いきいきと自分らしく、楽しく過ごすことを推進し、もって地元への愛着と誇りとなるシビックプライドの醸成を目指す。加えて、取組みの推進により、地域との繋がりが深まることによって、幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態となるウェルビーイングの推進に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携し、及び協力するものとする。

（1）乙が実施する地元のプロサッカーチームの応援を通じた、シビックプライドの醸成とウェルビーイングの推進及び岐阜市民の幸福度の向上に向けた取組みに関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上決定する。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲及び乙のいずれからも変更する旨又は更新しない旨の申出がない場合は、さらに1年間、同一条件で延長されるものとし、以降も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 甲及び乙は、相互に協力し、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みに関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、その一切について第三者（乙のグループ会社を除く）に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承認を得た場合は、この限りでない。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携・協力内容に関し必要な事項及び疑義が生じた事項については、甲乙双方がその都度協議して決定する。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年12月21日

甲 岐阜県岐阜市司町40番地1  
岐阜市  
代表者 岐阜市長

柴橋 正直

乙 東京都港区台場二丁目3番3号  
サントリーウエルネス株式会社  
代表取締役社長

沖中 直人